

令和 7 年 1 2 月 2 2 日

令和 7 年

第 1 5 回米子市教育委員会定例会議案

(当日配布分)

【議案第 5 1 号】

米 子 市 教 育 委 員 会

令和 7 年第 1 5 回米子市教育委員会定例会議案

目 次

議案第 5 1 号 令和 7 年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針
について

議案第 5 1 号

令和 7 年度末米子市立小・中学校教職員人事異動方針について

米子市教育委員会

基本方針

学校教育の充実と教育水準の向上を期するため、鳥取県教育委員会の方針に則り、広く全市的立場に立ち、次の方針によって人事異動を行う。

- (1) 新陳代謝を促進し、優秀かつ有能な人材の登用と抜擢に努める。
- (2) 学校間の格差が生じないよう広く人事交流を行うとともに、学校種間の交流に努めることにより、教職員の適正な配置に努める。
- (3) 同一校の勤務期間が長くなる傾向をできるだけ排除して、人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。

令和7年度末公立学校教職員人事異動方針

学校教育の充実発展と教育水準の向上を期するため、広く全県的視野から次の方針により人事異動を行う。

- 1 優れた資質・能力をもつ新進気鋭の者を採用する。
- 2 年齢や性別等にとらわれることなく、幅広く多様な経験を有し、優れた識見と指導力を備えた人材を管理職に登用する。
- 3 地域間、学校間の格差が生じないよう幅広い人事交流と校種間の交流を行い、教職員の適正な配置に努める。
- 4 同一校の勤務期間が長くなる傾向を排除して人事の刷新を期するとともに、短期間の異動は努めて避ける。
- 5 特別支援教育、定時制・通信制教育及び教育上特別の配慮を必要とする地域における教育の充実を図るため、教職員の配置と人事交流について考慮する。
- 6 県立学校教職員の人事異動に当たっては、校長の意見具申を尊重して行う。
- 7 市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校教職員の人事異動に当たっては、市町村（学校組合）教育委員会の内申を尊重して行う。ただし、同一市町村教育委員会内の人事異動に当たっては、原則として市町村教育委員会の内申に基づき行う。

鳥 取 県 教 育 委 員 会

令和7年度末市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校
人事異動取扱要領

令和7年度末公立学校教職員人事異動方針に基づいて、市町村（学校組合）立小・中・義務教育学校人事異動取扱要領を次のとおり定める。

1 管理職の人事について

(1) 校長の人事

- ア 校長候補者名簿に登載された者の中から、人物、識見、管理経営能力、指導力及び健康等を考慮し、全県的視野から有能な人材を任用する。
- イ 学校運営の充実を図るため、原則として、同一校に3年以上在職させるものとする。
- ウ 郡市間、校種間の交流を促進し、全県的視野から適材を適所に配置する。

(2) 副校長の人事

副校長の任用及び配置は、前記(1)のア及びウに準じて行う。

(3) 教頭の人事

教頭の任用及び配置は、教頭等候補者名簿に登載された者の中から前記(1)のア及びウに準じて行う。

(4) その他

- ア 女性の学校運営参画の推進に向け、女性管理職の任用や、教頭等候補者名簿及び校長候補者名簿の登載につながる人材育成等を図る。
- イ 希望降任制度の導入により、希望者の意向を踏まえた配置とする。

2 教職員の人事について

(1) 主幹教諭の人事

主幹教諭の任用は、原則として、前記1(3)の名簿に登載された者の中から人物、識見、指導力及び健康等を考慮して行い、配置については、学校の組織運営体制強化の観点から、適材を適所に配置する。

(2) 教員（主幹教諭を除く。）の人事

- ア 教員組織の刷新と充実を図るため、全県的視野から人事交流を行う。
- イ 種々の異なる教育経験を積むことで、新しい教育課題に適切に対応することができるよう、地域間、郡市間、校種間、規模の異なる学校間及び県外等の幅広い人事交流を促進する。
- ウ 教育上特別の配慮を必要とする学校に対しては、経験豊富な教員の配置に努める。
- エ 学校の活性化並びに教員の指導力向上のため、同一校に長年勤務した者（原則として7年以上）は、異動の対象とする。
- オ 同一市町村内に15年以上勤務する者については、他市町村との交流に努める。
- カ 新規採用者で同一校に3年以上勤務した者は、異動の対象とする。
- キ 特別支援教育の推進のため、小・中・義務教育学校と特別支援学校との相互の計画的な人事交流を促進する。なお、相互の計画的な人事交流で異動した者の交流期間は原則として3年とする。
- ク 特別支援教育の充実を図るため、特別支援学校教諭免許状の取得を促進する。

- ケ 夜間中学の教育の充実のため、小・中・義務教育学校と夜間中学との人事交流を促進する。
- コ エキスパート教員の異動については、認定期間を踏まえ配慮するものとする。
- サ 小学校から他の小学校及び中学校から小学校への兼務等により、小学校の教科担任制等の推進を図る。
- (3) 事務職員及び学校栄養職員の人事
 - ア 事務職員及び学校栄養職員については、前記2(2)(事務職員については、エを除く。)に準じ、学校運営の実態を考慮して適材を適所に配置する。
 - イ 事務職員については、学校の活性化のため、同一校に長年勤務した者(原則として4年以上)は、異動の対象とする。
 - ウ 事務職員については、学校以外の職場との幅広い人事交流にも努める。
- (4) その他
女性の学校運営参画の推進に向けた人材育成等を図る。

3 教員の採用について

- (1) 令和8年度鳥取県公立学校教員採用候補者名簿に登載された者の中から採用する。
- (2) その他、事情により必要と認めた場合には、前項の名簿に登載された者以外の者についても、特別に選考を行い採用する。

4 教職員の退職及び定年引上げに伴う対応について

- (1) 職員の定年等に関する条例(昭和59年鳥取県条例第1号)に規定する定年に達した者は、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職するものとする。
- (2) 令和8年3月31日において、60歳に達している管理職は、原則として、管理職以外の職への降任等を行う。
- (3) 心身の状況、勤務の実績その他の事情からみて、退職が適当と認められる者については、退職を促す。
- (4) 定年引上げに伴い、60歳に達した後の教職員の人事配置については、柔軟に対応するものとする。